

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信

Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)

Cコース毎月決算型(為替ヘッジあり)予想分配金提示型

Dコース毎月決算型(為替ヘッジなし)予想分配金提示型

Eコース隔月決算型(為替ヘッジなし)予想分配金提示型

追加型投信／海外／株式



四半期レポート

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

＜概要＞

- 2025年1-3月期、トランプ大統領の関税政策への警戒感などから米国株式市場は下落。当ファンドのパフォーマンスはセクター配分、個別銘柄選択とも奏功せず、ベンチマークを下回る
- 関税政策の不確実性は依然として高く、また関税による企業間格差は拡大するとみられるものの、総じて米国企業の収益力の高さに支えられた“米国例外主義”に終焉の兆しはみられない
- 企業間格差が拡大する局面では、価格決定力を有し外部環境に左右されにくい“持続的な成長企業”に厳選投資を行う当ファンドの優位性が高まるとみている



2025年1-3月期における米国株式市場の振り返り:

トランプ大統領の関税政策への警戒感などから景気減速懸念が台頭し下落

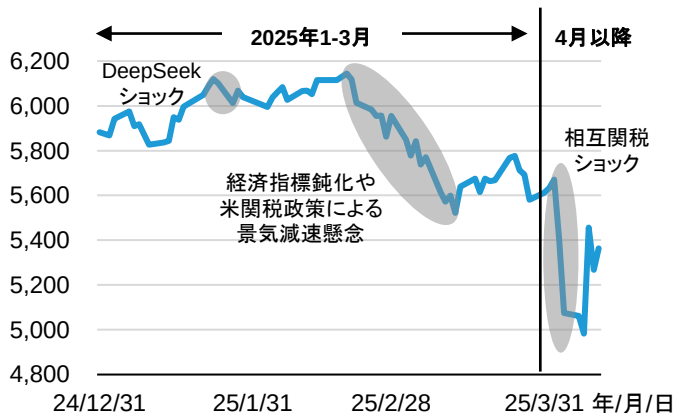
2025年1-3月期の米国株式市場は、▲4.6%(S&P 500株価指数、米ドルベース)となりました。2024年12月のインフレ指標が鈍化したことから年初こそ上昇したものの、1月下旬のDeepSeekショック以降、上値の重い展開となりました。2月中旬以降は、トランプ大統領の関税政策への警戒感や、一部経済指標の悪化および小売関連企業の慎重な業績見通しなどをを受け景気減速懸念が台頭し、急速に投資家心理が悪化したことで、株式市場はバリュエーション調整が主導する形で下落しました。なお、4月頭にはトランプ大統領が相互関税を発表したことで米国株式は急落し、2月19日の高値から一時▲19%まで落ち込みました(4月8日時点)。

セクター別リターンに目を向けると、これまでの上昇相場をけん引してきたマグニフィセント・セブン(M7)*をはじめとした大手テクノロジー企業を内包するセクターが軒並み下落しました。一方、相対的な割安感から買われたエネルギー・セクターや、ディフェンシブ・セクターであるヘルスケア・セクターや生活必需品セクターが上昇しました。

※アップル、マイクロソフト、アルファベット、アマゾン・ドット・コム、メタ・プラットフォームズ、エヌビディア、テスラの7銘柄を指します。

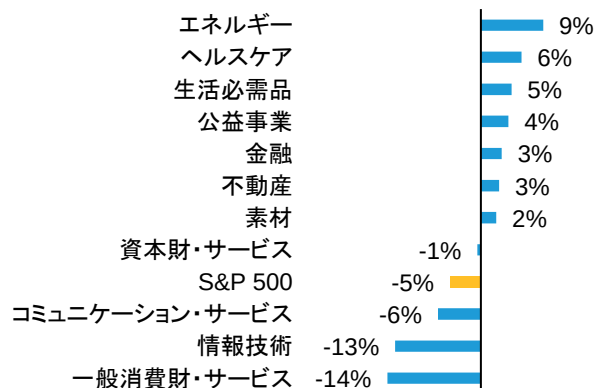
S&P 500株価指数の推移

期間: 2024年12月31日ー2025年4月11日、日次ベース



S&P 500株価指数のセクター別リターン*

期間: 2024年12月末ー2025年3月末



* 配当なし。出所: ブルームバーグ、アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」)。アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。アライアンス・バーンスタイン株式会社は、ABの日本拠点です。)

過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。予想は今後変更される可能性があります。記載の個別の銘柄・企業については、あくまで説明のための例示であり、いかなる個別銘柄の売買等を推奨するものではありません。また組入れを示唆・保証するものではありません。

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

**2025年1-3月期におけるパフォーマンス要因分析および主要売買：**
個別銘柄選択、セクター配分ともに奏功せず、ベンチマークを下回るパフォーマンス

当ファンドの2025年1-3月期におけるパフォーマンスは、個別銘柄選択とセクター配分がともに奏功せず、ベンチマークを下回る結果となりました。個別銘柄選択では2025年度のガイダンスが市場予想を上回ったVISAや、オプション取引所での取引が活発化したシーボー・グローバル・マーケットがプラス寄与しました。一方、AIへの過剰投資懸念や関税政策による景気減速懸念から下落したエヌビディアやアマゾン・ドット・コムがマイナス寄与しました。

各コースのパフォーマンス

2025年3月末時点

	為替ヘッジあり			為替ヘッジなし			
	Aコース	Cコース	S&P 500株価指数 (配当金込み 円ヘッジベース)	Bコース	Dコース	Eコース	S&P 500株価指数 (配当金込み 円ベース)
2025年1-3月期	-10.1%	-10.0%	-7.3%	-14.3%	-14.2%	-14.1%	-11.4%
過去1年	-4.1%	-4.1%	+1.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	+6.3%

基準価額(課税前分配金再投資)をもとに算出。基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したと仮定した場合のパフォーマンスを示しています。税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資家の皆様の実際の投資成果を示すものではありません。出所:ブルームバーグ、AB

マザーファンドにおける主なパフォーマンス寄与銘柄

期間: 2025年1月-3月

プラス寄与

VISA (金融)	【株価上昇要因】 2024年10-12月期の決算結果および2025年度のガイダンスが市場予想を上回ったことなどから、株価が上昇。 【ABの見解】 クレジットカード決済や電子決済への移行は今後も世界的に進むとみられるなか、クレジットカード決済の世界最大手の同社は引き続き構造的な恩恵を受けるとみている。	
シーボー・グローバル・マーケット (金融)	【株価上昇要因】 株式市場のボラティリティが高まるなか、オプション取引所での取引活動が急増したため、株価が上昇。 【ABの見解】 S&P 500オプションやMSCIオプションといったコア商品で安定的な収益を獲得しつつ新商品開発への継続的な投資を行う同社は、今後も競合他社を上回る持続的な成長が可能とみている。	

マイナス寄与

エヌビディア (情報技術)	【株価下落要因】 DeepSeek社による安価かつ高性能なAIモデル発表を受け、同社製品への需要縮小懸念が広がったことなどから、株価が下落。 【ABの見解】 関税政策の影響や対中国への輸出制限は、短期的には同社収益にとって逆風ではあるものの、ABでは中長期的にはAI投資は活発に行われるとみており、同社には引き続き成長機会があると見込む。	
アマゾン・ドット・コム (一般消費財・サービス)	【株価下落要因】 DeepSeek社の新たなAIモデルの登場を受け、クラウド市場最大手である同社の株価も連動する格好で下落。 【ABの見解】 中長期的にはAI投資は活発に行われ、クラウド・サービス市場で世界最大級のシェアを有する同社には追い風になると想定。また、クラウド以外の多様な事業ポートフォリオも同社の成長を支えるとみている。	

マザーファンドはアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド。2025年1月-3月におけるパフォーマンスへの寄与度上位/下位2銘柄。セクターはMSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard (GICS) の分類で区分。画像はイメージです。出所: AB

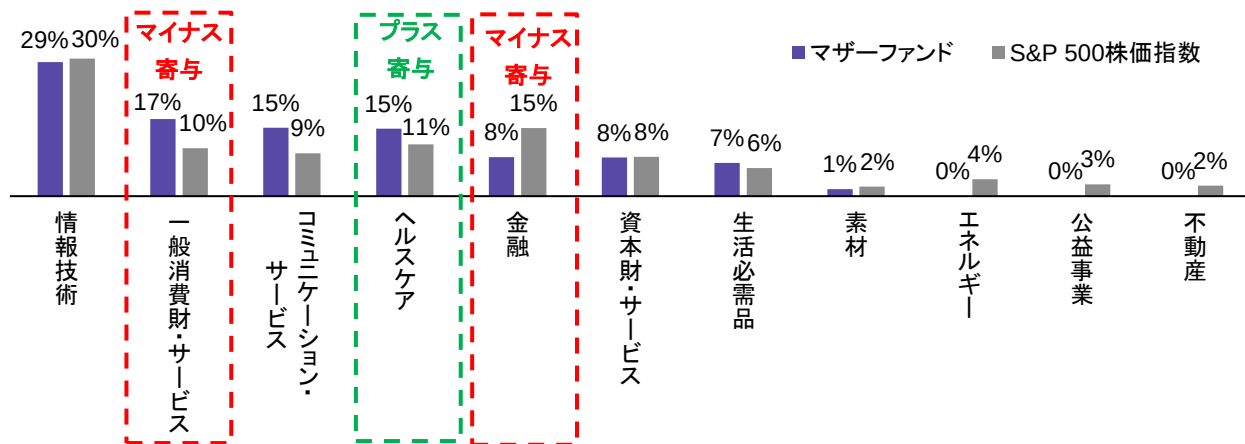
過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。予想は今後変更される可能性があります。記載の個別の銘柄・企業については、あくまで説明のための例示であり、いかなる個別銘柄の売買等を推奨するものではありません。また組入れを示唆・保証するものではありません。

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

セクター配分についてもマイナス寄与となりました。当期に上昇した金融セクターのアンダーウェイトや、株価が低迷した一般消費財・サービスセクターのオーバーウェイトがマイナス寄与となりました。一方、上昇したヘルスケアセクターのオーバーウェイトなどがプラス寄与しました。

マザーファンドとS&P 500株価指数のセクター配分比較

2025年3月末時点



マザーファンドはアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド。小数点第1位を四捨五入しています。また、同一発行体で種類の異なる株式の比率は合算しています。株式部分を100%として算出しています。セクターは、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard(GICS)の分類で区分。出所:ブルームバーグ、AB

マザーファンドにおける主要売買

期間: 2025年1月-3月

購入銘柄

新規

プログレッシブ・コープ
(金融)



【会社概要】

主に自動車保険を提供する、1937年設立の大手保険会社。テクノロジーを駆使し、顧客ニーズに沿ってパーソナライズされた保険を提供。

【組入れの背景】

モバイル・アプリによる契約プロセスの簡素化や、顧客データに基づいたパーソナライズド保険の提供により、高い顧客満足度と効率的な経営を実現。こうしたビジネスモデルにより価格競争力を有する同社は、今後もシェアを拡大し持続的な成長が見込まれると判断し、2025年3月に新規購入。

追加

アリスタ・ネットワークス
(情報技術)



【会社概要】

2004年にシスコ出身者が創業。データセンターや企業向けに、高性能スイッチやソフトウェアを提供。

【追加購入の背景】

株式市場でAIへの過剰投資懸念が高まり、その関連株が弱含むなかで同社の株価も下落。ABでは中長期的にはAI投資が活発に行われるとみており、同社が強みをもつ高性能ネットワーク技術への需要によって追い風になると想定。こうしたなか足もと株価水準が割安となったことから、2025年3月に追加購入。

全売却銘柄

アイデックス・ラボラトリーズ
(ヘルスケア)

獣医の診察件数の伸びが引き続き低迷していることから、全売却。

ウエスト・ファーマシューティカル・サービス
(ヘルスケア)

一部事業が期待を大きく下回る結果となったことから、全売却。

マザーファンドはアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド。セクターはMSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard (GICS) の分類で区分。画像はイメージです。出所: AB

過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。予想は今後変更される可能性があります。記載の個別の銘柄・企業については、あくまで説明のための例示であり、いかなる個別銘柄の売買等を推奨するものではありません。また組入れを示唆・保証するものではありません。

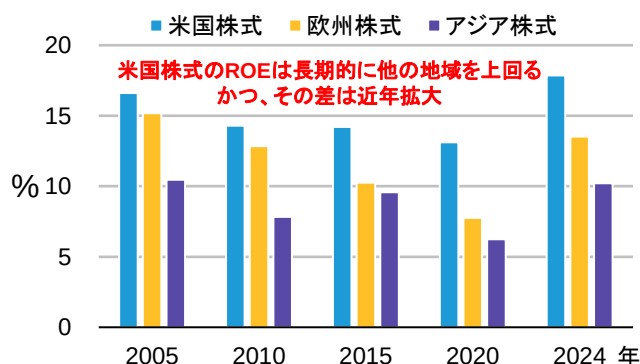
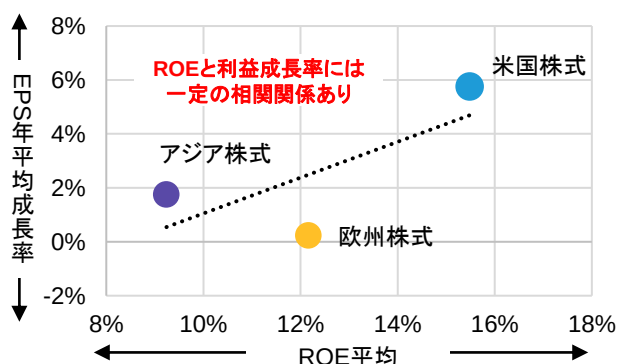
収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に



米国株式市場の今後の見通し：

収益性の高さに支えられてきた“米国例外主義”が終焉する兆しはみられない

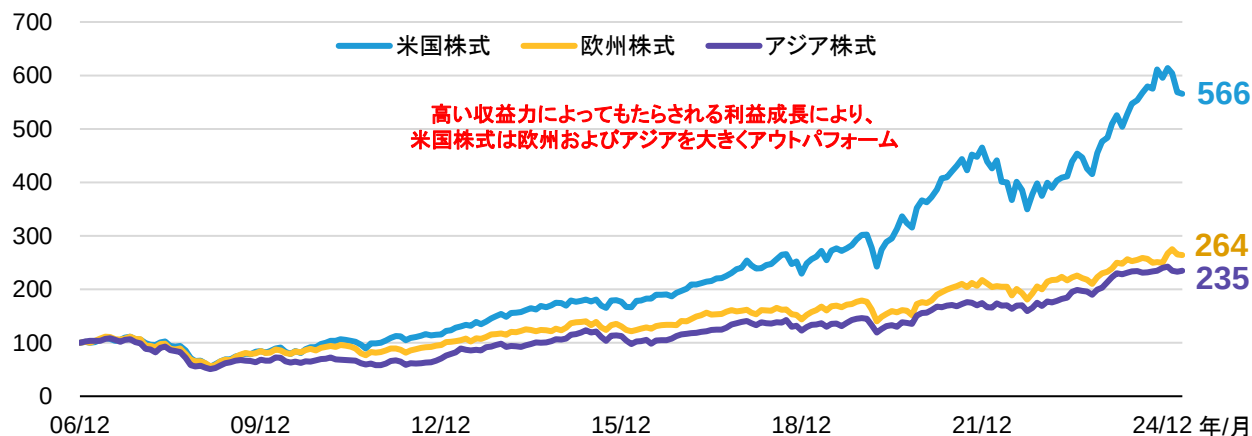
- 4月2日の「解放の日」以降、世界金融市場に激震が走った“相互関税ショック”から約1ヶ月を経て、株式市場は落ち着きを取り戻しつつあります。そのなかで、過去10年超にわたり他地域を凌駕してきた米国株式の2025年リターン(年初来)は足もと劣後しており(米国株式:▲5.0% 欧州株式:+5.9% アジア株式:▲2.1% 4月30日時点、現地通貨ベース)、一部の市場参加者からは“米国例外主義”の終焉が示唆されるなど、今後も米国資産離れが続くとの見方もあります。
- しかしながらABでは、“米国例外主義”の終焉の兆しはないとみています。新興企業やイノベーションを育む土壌を持つ米国には、テクノロジーを中心に収益力の高い企業が多く存在するためです。企業の収益力を計る株主資本利益率(ROE)の推移に目を向けると、米国は欧州やアジアを大きく上回っており、近年ではその差を広げていることが見て取れます。
- 企業の収益力は、利益の長期的な成長性に影響します。投下資本に対しキャッシュ創出力の高い企業は、再投資に回す資金を外部調達する必要が少なくなるため、おのずと長期的な利益成長力が高まります(サステナブル成長率=ROE×内部留保(=再投資資金))。実際に過去約20年のEPS年平均成長率をみると、ROEの最も高い米国が欧州やアジアを大きく凌駕しています。

米国とそれ以外の地域で収益力格差は拡大
過去約20年のROE推移*米国の収益力は長期的な利益成長の裏付けに
過去約20年のROE平均とEPS年平均成長率**

- このように高い収益力に裏付けられた持続的な利益成長率の高さに支えられ、米国株式は中長期にわたり欧州やアジアを大きくアウトパフォームしてきました。関税政策の行方は不透明であり、短期的には引き続き変動性の高い相場環境となる可能性はあるものの、米国企業の高い収益力が維持されるならば、今後も米国株式の中長期的な優位性は揺るがないとみています。

米国株式は中長期的に欧州、アジアを上回る

米国、欧州、アジア株式の推移***



米国株式はMSCI 米国指数、欧州株式はMSCI ヨーロッパ指数、アジア株式はMSCI パシフィック指数。* 期間: 2005年末ー2024年末、2020年までは5年毎。** 期間: 2006年末ー2024年末。*** 期間: 2006年12月末ー2025年4月末。月次ベース、現地通貨ベース、トータルリターン。2006年12月末を100として指数化。出所: MSCI、ファクトセット、AB

過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。予想は今後変更される可能性があります。記載の個別の銘柄・企業については、あくまで説明のための例示であり、いかなる個別銘柄の売買等を推奨するものではありません。また組入れを示唆・保証するものではありません。



今後の投資方針:

“持続的な成長企業”への投資を通じ、中長期的に安定したリターンを目指す

米国の関税政策により企業間の利益格差は一層鮮明となり、二極化が進むと想定

- ・総じて米国企業が高収益であるとはいえ、相互関税は企業業績にマイナスのインパクトを与えます。S&P 500株価指数構成企業の9割が2025年1-3月期決算発表を終えた5月9日時点で、2025年コンセンサス予想成長率は+8.7%となり、相互関税発表前の4月1日時点の予想から下方修正されました。ところがセクター別にみると、関税の影響が相対的に大きい消費関連や資本財、景気に敏感なエネルギーなどの下方修正幅が大きい一方、関税の影響が限定的とみられるコミュニケーション・サービスは上方修正され、ソフトウェア産業もその多くを占める情報技術は高水準の増益率が予想されるなど、業態により明暗が分かれた格好です。

業態により明暗が分かれる米国企業の利益成長見通し

2025年のセクター別EPS成長率予想

セクター名	4月1日時点予想	5月9日時点予想	修正幅	
コミュニケーション・サービス	11.5%	15.3%	+3.8%	上方修正 高水準の増益予想
情報技術	18.0%	16.6%	▲1.4%	
ヘルスケア	18.5%	16.6%	▲1.9%	
一般消費財・サービス	5.3%	0.4%	▲4.9%	関税の影響などが懸念され下方修正
資本財・サービス	11.9%	8.0%	▲3.9%	
エネルギー	0.9%	-10.5%	▲11.4%	景気減速懸念などにより下方修正
素材	4.3%	1.9%	▲2.4%	
公益事業	5.1%	5.2%	+0.1%	
不動産	5.2%	4.7%	▲0.5%	
生活必需品	1.2%	0.4%	▲0.8%	
金融	5.6%	4.7%	▲0.9%	
S&P 500	10.5%	8.7%	▲1.8%	

出所:LSEG, AB

- ・また、関税の影響が大きいとされる消費関連や製造業の中でも、関税によるコスト増加の影響を製品やサービスに転嫁できる“価格決定力”を有するか否かで明暗が分かるとみています。高いブランド力や参入障壁を持つ企業は値上げに踏み込める一方、コモディティ化された製品・サービスを提供する企業はコスト抑制に舵を切らざるをえなくなります。
- ・したがって、米国株式市場全体でみれば中長期的に他の国・地域よりも優位性があると考えられるものの、業態間や個別企業間の利益格差は今後ますます拡大し、二極化が進むとみています。

“持続的な成長企業”を厳選するアクティブ運用の優位性が一層高まる環境へ

- ・ こうした環境では、卓越した製品／サービスによる価格決定力を持ち、財務体質が健全で外部環境に左右されにくい“持続的な成長企業”に厳選して投資を行う重要性が高まるとみており、こうした企業を厳選して投資を行う当ファンドの優位性は、一層高まるものとみています。実際に、関税への懸念が一段と高まった4月については、当ファンド（Bコース（為替ヘッジなし））はベンチマークを上回るパフォーマンスとなっています。
- ・ 引き続き当ファンドでは、“持続的な成長企業”への厳選投資により、中長期的に安定したリターンを目指してまいります。

過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。予想は今後変更される可能性があります。記載の個別の銘柄・企業については、あくまで説明のための例示であり、いかなる個別銘柄の売買等を推奨するものではありません。また組入れを示唆・保証するものではありません。

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

当ファンドの分配方針

Aコース／Bコースの場合

原則として、毎決算時（毎年6月15日および12月15日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

Cコース／Dコース／Eコースの場合

原則として、毎決算時（CコースおよびDコースは毎月15日。Eコースは2月、4月、6月、8月、10月、12月の各15日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配します。

- 計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口あたり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上 12,000円未満	200円
12,000円以上 13,000円未満	300円
13,000円以上 14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

※ 毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※ 基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

※ 分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

当ファンドの主な投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

Aコース／Cコース（いずれも為替ヘッジあり）

実質外貨建資産について為替予約取引などを用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また、対象通貨国と日本の金利差によっては、ヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

Bコース／Dコース／Eコース（いずれも為替ヘッジなし）

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

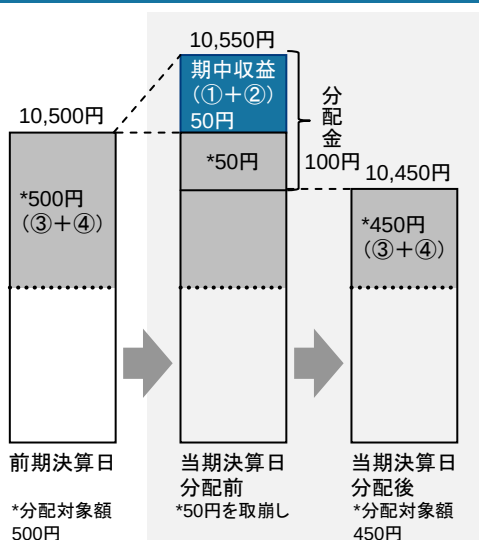
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



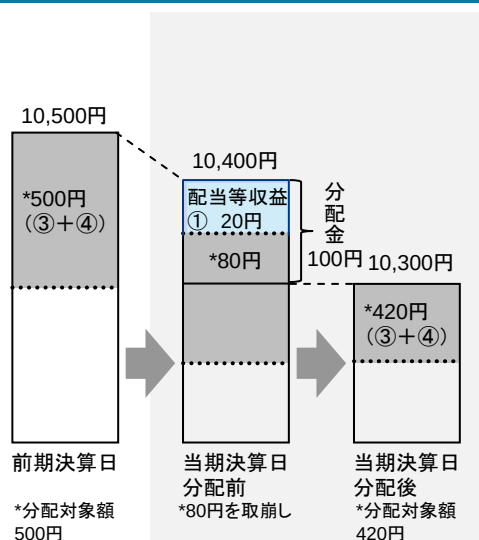
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



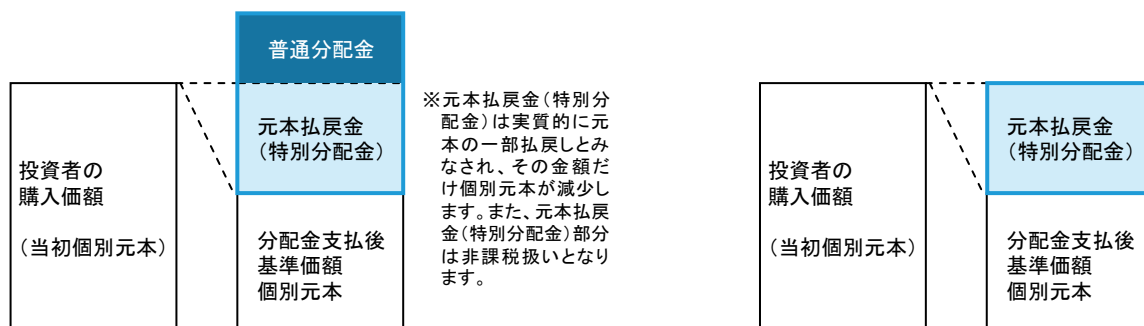
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

当資料のご利用にあたっての留意事項

- 当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組み入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託は預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。
- 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 当資料は情報の提供を目的としてアライアンス・バーンスタイン株式会社が作成した販売用資料です。当資料は信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料に掲載されている予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。当資料の内容は予告なしに変更することがあります。当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社において投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受取りになり、記載事項をご確認のうえ、投資の最終決定はご自身でご判断ください。

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

お申込みメモ

購入および換金

ニューヨーク証券取引所の休業日には、購入および換金のお申込みはできません。

申込締切時間

原則、購入・換金のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

購入単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

購入代金

販売会社が定める期日までにお支払いください。

換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金代金

原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。

お客様にご負担いただく費用

お客様には下記の費用の合計額をご負担いただきます。なお、下記の費用は、お客様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なるものが含まれているため、合計額を表示することができません。

直接的にご負担いただく費用

購入時手数料 購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率(3.3%(税抜3.0%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。

信託財産留保額 ありません。

信託財産で間接的にご負担いただく費用

運用管理費用
(信託報酬)

純資産総額に対して年1.727%(税抜年1.57%)の率を乗じて得た額とします。
※Aコース、Cコースおよびマザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。
※ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

その他の
費用・手数料

●金融商品等の売買委託手数料／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等

※お客様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。

●監査費用／法定書類関係費用／計理業務関係費用(Eコースのみ)／受益権の管理事務に係る費用等
※純資産総額に対して年0.1%(税込)の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの主な関係法人

・委託会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

アライアンス・バーンスタイン株式会社 www.alliancebernstein.co.jp

・投資顧問会社
(マザーファンド、Aコース及びCコースの運用の一部の委託先)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・受託会社
(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

■設定・運用は

アライアンス・バーンスタイン

【商号等】アライアンス・バーンスタイン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号

【加入協会】一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

販売会社(次頁につづく)

販売会社は、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	●	●		●
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	●		●	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	●	●	●	
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第2号	●			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	●		●	
いちよし証券株式会社（IFA専用）	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第24号	●	●		
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	●			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	●			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	●	●	●	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	●	●	●	●
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	●		●	●
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券、 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	●		●	
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	●			●
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	●			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第3号	●		●	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第191号	●			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	●	●	●	●
株式会社鹿児島銀行 （委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社）	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	●			
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第 117 号	●		●	
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第18号	●			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	●			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	●		●	
株式会社京都銀行 （委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社）	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	●		●	
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第392号	●			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	●			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	●			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第593号	●		●	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第1号	●		●	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	●			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	●		●	
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第10号	●			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	●		●	

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

販売会社(次頁につづく)

販売会社は、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	●			
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	●	●		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	●			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	●			
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	●			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	●		●	
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	●	●		●
第一生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第657号	●	●		
大和コネクト証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3186号	●			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	●	●	●	●
CHEER証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3299号	●	●		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	●		●	
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	●			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	●			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	●		●	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	●	●	●	●
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	●		●	
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	●			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	●			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	●			●
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	●			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	●			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	●			●
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	●			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	●		●	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	●			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	●	●	●	●
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	●			
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	●			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	●		●	
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	●			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	●			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	●			●
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	●		●	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	●		●	

収益力の高さが“米国例外主義”の継続を支える材料に

販売会社

販売会社は、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	●			
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	●			
ほくほくTT証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	●			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	●			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	●		●	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	●		●	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	●		●	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	●	●	●	●
株式会社三井住友銀行 (Aコース/Bコースのみ取扱い)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	●		●	●
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	●	●	●	●
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	●		●	●
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	●		●	●
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	●	●	●	
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	●	●	●	●
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	●	●		
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	●			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	●			●
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	●		●	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	●			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	●		●	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	●	●	●	●
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	●	●	●	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	●			

※取次会社も含めます。

※販売会社によっては、一部コースのみのお取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(50音順)

当ファンドの
最新情報は
こちら



※ABのサイトにアクセスします。